平成２４年（フ）第１４６４号
さいたま市西区宮前町619―２
破産者　合同会社ふるさと
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
北海道北広島市大曲並木２丁目９番地８
破産者　有限会社進和設備
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２７号
札幌市豊平区美園４条１丁目１番地
破産者　株式会社玉沢工業
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５号
宮城県遠田郡美里町北浦字二又56番地
破産者　有限会社キラット
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２５６５号
名古屋市緑区鳴海町字向田275番地
破産者　株式会社コスフーゾ
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１５号
名古屋市守山区川村町372番地
破産者　有限会社ジェイワックス
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９７３号
名古屋市守山区瀬古１丁目801番地
破産者　有限会社ベスト
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９７４号
愛知県小牧市大字北外山2565番地
破産者　有限会社ホーユー商事
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０３５号
愛知県津島市藤里町１丁目55番地
破産者　株式会社サン・サポートサービス
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９８号
三重県桑名市多度町小山1924番地、前住所岐阜県海津市南濃町田鶴398番地15
破産者　谷本たき子
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
大阪府八尾市西高安町１丁目57番地、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市菱屋西５丁目11番10号
破産者　株式会社中部
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５５１号
大阪市西区江之子島１―７―３　奥内阿波座ビル212号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区西天満４丁目６番27号
破産者　株式会社東京スタイル
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６２５号
大阪府東大阪市衣摺４丁目８番22号
破産者　株式会社杉崎金型製作所
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８５８号
堺市美原区平尾648―８、商業登記簿上の本店所在地大阪市平野区加美正覚寺２丁目12番12号
破産者　三紀鉄線工業株式会社
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４１４号
大阪市中央区島之内１丁目４番30号
破産者　株式会社パジャック
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３５７号
大阪府大東市赤井１丁目５番205号
破産者　ＴＷ有限会社
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６６８号
大阪市中央区谷町７丁目４番31号
破産者　株式会社クレー・プロジェクト
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６０１号
大阪府豊中市上津島１丁目２番43号
破産者　有限会社エス・ティ・シー
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６７１号
大阪府守口市金下町１丁目７番５号
破産者　京阪公設協業株式会社
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７５４号
大阪府豊中市庄内幸町４丁目28番１号
破産者　有限会社白岩テクノエンジニアリング
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８１７号
大阪府東大阪市東石切町３丁目７番21号
破産者　株式会社東伸
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８２０号
大阪市中央区本町橋５番１号　アサオカビル３Ｆ
破産者　株式会社ケイビート（旧商号有限会社ケイビート）
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部